

入札参加業者 各位

福 岡 県

福岡県発注工事からの暴力団と関係のある下請業者の排除について

福岡県は、平成22年4月から施行された福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団関係事業者」という。）について、入札、契約からの排除を徹底しているところです。

このたび、県発注工事から暴力団関係事業者の排除をより徹底するため、平成22年8月1日以降の契約分から、下記のとおり取り扱うこととしましたので、本県との契約締結にあたってはご留意願います。

1. 暴力団と関係のある下請負人の使用禁止

工事請負契約書を改正し、暴力団関係事業者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としてはならないこととします。また、暴力団関係事業者を下請負人としていた場合、県は元請業者に対し当該下請契約の解除を求めることができることとします。なお、元請業者が正当な理由がなく県からの当該下請契約解除の求めに従わなかったときは、県は元請業者との契約を解除することができることとします。さらに、暴力団関係事業者を下請負人としたことによる契約違反の措置として、指名停止（公表）、警告、注意、工事成績評定の減点を行います。

2. 施工体系図の提出

請負金額に関係なく全ての県発注工事について、別に指示する「施工体系図」の提出を義務付けます。

3. 施工日前に締結された契約の取扱い

契約日が平成22年8月1日より前の契約であって、同日以降も工事が継続する契約についても、契約の変更について協議を行います。